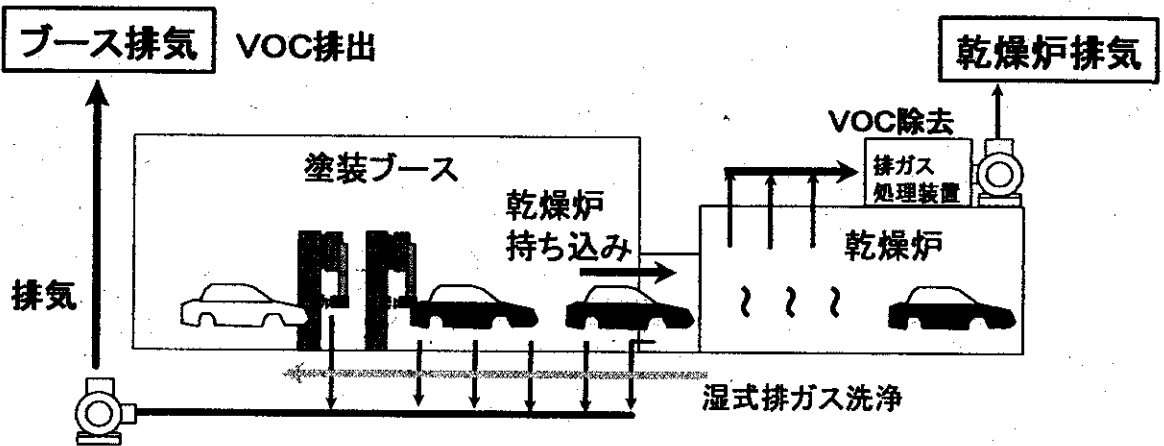


主要なVOC排出施設及びその例

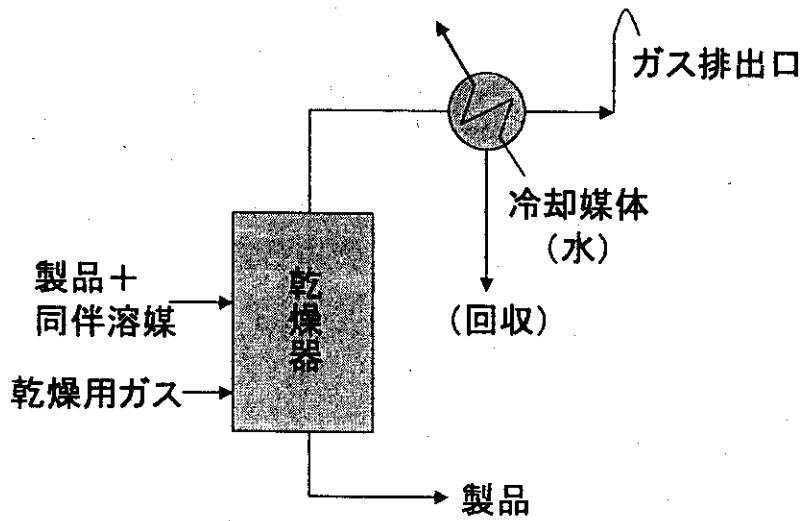
1. 塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設

例：塗装ブース



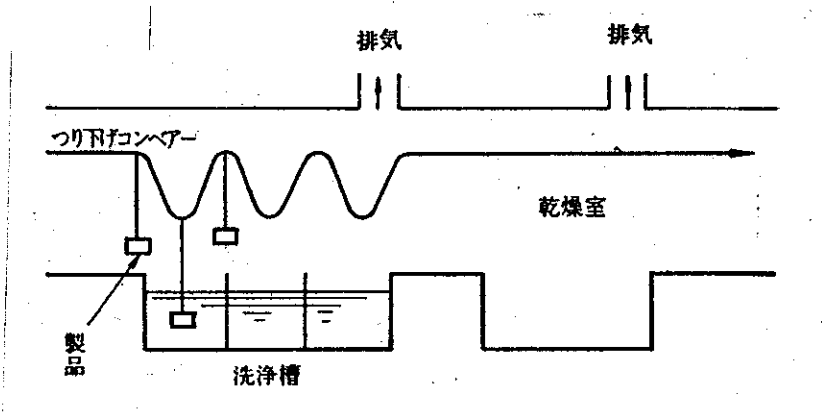
2. 化学製品製造における乾燥施設

例：樹脂乾燥器



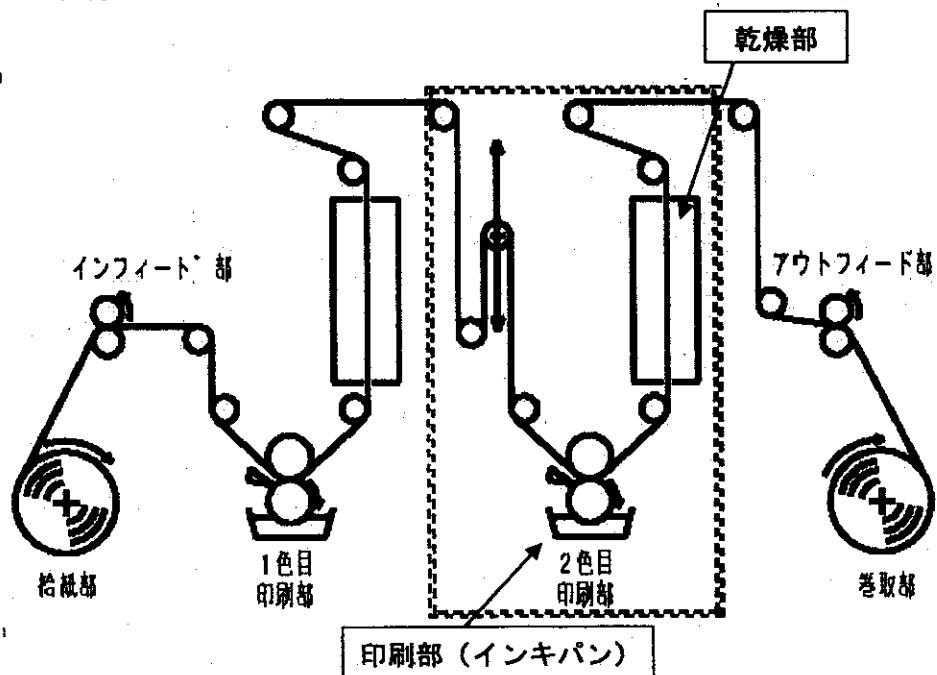
3. 工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設

例：洗浄槽



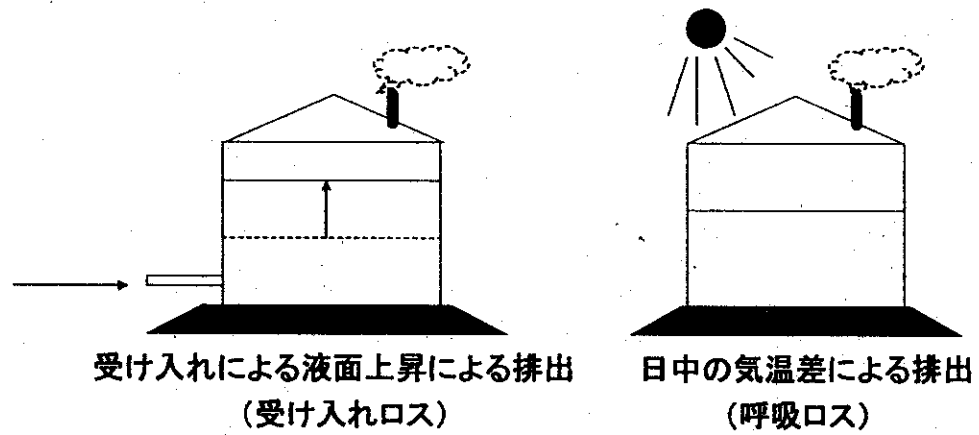
4. 印刷施設及び印刷後の乾燥・焼付施設

例：グラビア印刷



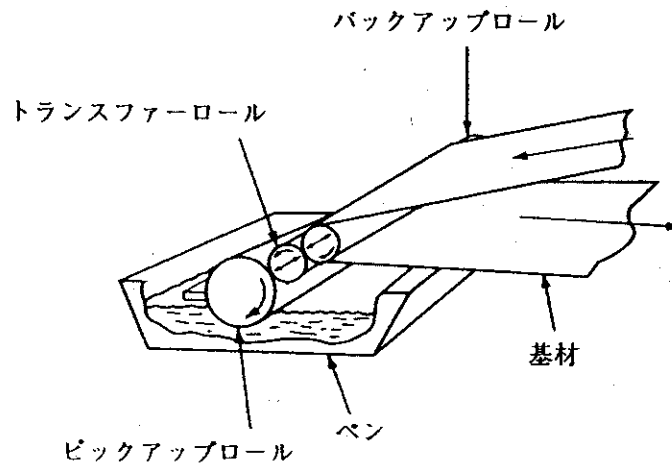
5. 貯蔵施設

例：固定屋根式タンク



6. 接着剤使用施設及び使用後の乾燥・焼付施設

例：オフセットロールコーター



(参考1) 条例・諸外国の制度における主要なVOC排出施設の例

1. 塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設

条例・諸外国の制度	要件・適用除外	掘きり要件
埼玉県	物(食料品を除く。)の製造において炭化水素類等(燃料として使用するものを除く。)を使用する以下の施設 一 塗装の用に供する施設 (塗装、乾燥又は焼付けを行う施設をいう。)	最大使用量の合計 500kg/日以上 の施設又は最大使用量の合計 5,000kg/月以上の事業所
大阪府	物の製造に係る塗装の用に供する施設で、次に掲げるもの	
	イ 吹付塗装施設	排風機能力 100m ³ /分以上
	ロ 乾燥・焼付施設	排風機能力 10m ³ /分以上
米国	金属コイルの表面塗装	なし
	自動車・軽トラックの表面塗装 (プラスチック車体塗装は除外)	
	金属家具表面塗装	年間使用量 3,842l 以上
	大型家電製品の表面塗装	なし
	飲料用缶表面塗装	なし
	事務機器プラスチック部品表面塗装	なし
EU	車両の塗装及び車両の塗り替え	年間消費量 >0.5 トン
	コイルの塗装	年間消費量 >25 トン
	金属、プラスチック、繊維、織物、フィルム及び紙を含む他の塗装	年間消費量 >5 トン
	巻きワイヤの塗装	年間消費量 >5 トン
	木質の表面塗装	年間消費量 >15 トン
	皮革の塗装	年間消費量 >10 トン
	自動車塗装(新車)	年間消費量 >15 トン
	トラックキャビンの塗装(新車)	年間消費量 >15 トン
	バン及びトラックの塗装(新車)	年間消費量 >15 トン
	バスの塗装(新車)	年間消費量 >15 トン

2. 化学製品製造における乾燥施設

条例・諸外国の制度	要件・適用除外	掘きり要件
埼玉県	炭化水素類等の製品（食料品を除く）を製造する設備のうち、炭化水素類等のろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備	定格容量 180 l 以上
大阪府	物の製造の用に供する施設（揮発性の高い有機化合物を使用し、又は生成するものに限る。）で、次に掲げるもの 又 乾燥施設（物の塗装、印刷又は接着の用に供するものを除く。）	施設容量 200 l 以上
米国	製造工程	年間生産量 1,000 トン以上等
EU	織物の製造	年間消費量 >5 トン
	塗装用複数成分化学品、ワニス、インキ及び接着剤の製造	年間消費量 >100 トン
	医薬品の製造	年間消費量 >50 トン

3. 工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設

条例・諸外国の制度	要件・適用除外	掘きり要件
埼玉県	物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類等（燃料として使用するものを除く。）を使用する以下の施設 四 その他の施設で、洗浄、乾燥、焼付、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合又は反応を行うもの（炭化水素類等の製品を製造する施設のうち、炭化水素類等のろ過、混合、攪拌、又は加熱を行う施設を除く。）	最大使用量の合計 500kg/日以上 の施設又は最大使用量の合計 5,000kg/月以上の事業所
大阪府	物の製造の用に供する溶剤洗浄施設（揮発性の高い有機化合物を使用するものに限る。）	洗浄槽の液面面積 0.5m ² 以上
EU	表面洗浄 （特定されている化合物を使用するもの）	年間消費量 >1 トン
	その他の表面洗浄	年間消費量 >2 トン

4. 印刷施設及び印刷後の乾燥・焼付施設

条例・諸外国の制度	要件・適用除外	裾きり要件
埼玉県	物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類等（燃料として使用するものを除く。）を使用する以下の施設 二 印刷の用に供する施設 （印刷、乾燥又は焼付けを行う施設をいう）	最大使用量の合計 500kg/日以上 の施設又は最大使用量の合計 5,000kg/月以上の事業所
大阪府	物の製造に係る印刷の用に供する施設で、次に掲げるもの	
	イ グラビア印刷に係る乾燥施設	シリンダー幅が 1,000mm 以上のグラビア印刷機を 2 台以上有する工場
	ロ 金属板印刷（塗装工程に限る。）に係る乾燥・焼付施設	排風機能力 10m ³ /分以上
	ハ オフセット輪転印刷（ヒートセット型に限る。）に係る乾燥施設	排風機能力 10m ³ /分以上
米国	柔軟ビニル・ウレタンの塗装・印刷	なし
	グラフィックアート印刷	なし
EU	熱処理織物オフセット印刷	年間消費量 >15 トン
	出版用輪転グラビア	年間消費量 >25 トン
	他の輪転グラビア、フレキソグラフィー、回転スクリーン印刷、ラミネート化又はワニスの塗布の設備	年間消費量 >15 トン

5. 貯蔵施設

条例・諸外国の制度	要件・適用除外	裾きり要件
埼玉県	貯蔵用屋外タンク（炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク）	貯蔵容量 500kl 以上
	給油用地下タンク（燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク）	貯蔵容量の合計が 27kl 以上の事業所

大阪府	貯蔵施設(揮発性の高い有機化合物を貯蔵するものに限る。ただし、温度が摂氏 15 度で圧力が 1 気圧の状態において気体状の有機化合物を貯蔵するものを除く。)	貯蔵容量 50kl 以上
	燃料小売業の用に供する地下タンク(燃料用ガソリンを貯蔵するもの)	貯蔵容量の合計が 30kl 以上である事業場
米国	石油及びVOC貯蔵タンク	設計容量 75m ³ 以上 等
EU	油槽所における貯蔵施設	なし
	給油所における貯蔵施設への充填	年間取扱量 100m ³ 以上 (特定の場合は 500m ³)

6. 接着剤使用施設及び使用後の乾燥・焼付施設

条例・諸外国の制度	要件・適用除外	掘きり要件
埼玉県	物(食料品を除く。)の製造において炭化水素類等(燃料として使用するものを除く。)を使用する以下の施設 三 接着の用に供する施設 (接着又は乾燥を行う施設をいう。)	最大使用量の合計 500kg/日以上の施設又は最大使用量の合計 5,000kg/月以上の事業所
大阪府	物の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	排風機能力 10m ³ /分以上
EU	木材及びプラスチックのラミネート	年間消費量 >5 トン
	接着剤の塗布	年間消費量 >5 トン

(参考2) EUの制度(特定の活動及び設備における有機溶剤の使用によるVOC放出の抑制のための理事会指令)における対象施設及び濃度基準

工 程	裾きり要件 (年間取扱量)	放出限界値		
		年間取扱量	mgC/Nm ³ ppmC(換算値)	
熱処理織物オフセット印刷	15t/年	15-25	100 187	
		>25	20 37	
出版物用輪転グラビア	25t/年		75 140	
他の輪転グラビア、フレキソグラフィー、回転スクリーン印刷、ラミネート化又はワニスの塗布の設備	15t/年		100 187	
繊維又はボール紙用回転スクリーン	30t/年		100 187	
表面洗浄	1t/年		20mg/Nm ³ -	
その他の表面洗浄	2t/年		75 140	
車両の塗装(年間溶媒取扱量15t以下)及び車両の塗り替え	0.5t/年		50 93	
コイルの塗装	25t/年		50 93	
金属、プラスチック、繊維、織物、フィルム及び紙を含む他の塗装	5t/年	5-15	100 187	
		>15	50(乾燥工程)	93
			75(塗装工程)	140
巻きワイヤの塗装	5t/年		- -	
木質の表面塗装	15t/年	15-25	100 187	
		>25	50(乾燥工程)	93
			75(塗装工程)	140
ドライクリーニング	なし		- -	
材木への注入	25t/年		100 187	
皮革の塗装	10t/年		- -	
織物の製造	5t/年		- -	
木材及びプラスチックのラミネート	5t/年		- -	
接着剤の塗布	5t/年		50 93	
回収された溶媒を再利用する技術が使用されている場合			150 280	
塗装用複数成分化学品、ワニス、インキ及び接着剤の製造	100t/年		150 280	
ゴムの転化	15t/年		20 37	
回収された溶媒を再利用する技術が使用されている場合			150 280	
植物油、動物性油脂の抽出、植物油の精製活動	10t/年		- -	
医薬品の製造	50t/年		20 37	
自動車塗装(新車)	15t/年		- -	
トラックキャビンの塗装(新車)	15t/年		- -	
バン及びトラックの塗装(新車)	15t/年		- -	
バスの塗装(新車)	15t/年		- -	